

## 平成28年第6回上里町議会定例会会議録第4号

平成28年12月9日(金曜日)

本日の会議に付した事件

日程第21 議員の派遣について

日程第22 (意見書第8号) 部落差別の解消の推進に関する法律案の廃案を求める意見書(案)について

日程第23 (意見書第9号) 年金制度の改悪に反対する意見書(案)について

日程第24 (意見書第10号) カジノを解禁する「総合型リゾート(IR)推進法案」の廃案を求める意見書(案)について

出席議員(14人)

1番 飯塚賢治君	2番 戸矢隆光君
3番 仲井静子君	4番 猪岡壽君
5番 齊藤崇君	6番 岩田智教君
7番 植井敏夫君	8番 高橋正行君
9番 納谷克俊君	10番 新井實君
11番 沓澤幸子君	12番 高橋仁君
13番 伊藤裕君	14番 植原育雄君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

なし

事務局職員出席者

事務局長 飯塚好一 係長 神村輝行

## 開 議

午前9時30分開議

議長（納谷克俊君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

日程の追加について

議長（納谷克俊君） お諮りいたします。

ただいま沓澤幸子議員ほか4名から、意見書第8号 部落差別の解消の推進に関する法律案の廃案を求める意見書（案）についての件、次に、沓澤幸子議員ほか4名から、意見書第9号 年金制度の改悪に反対する意見書（案）についての件、次に、新井實議員ほか6名から、意見書第10号 カジノを解禁する「総合型リゾート（IR）整備推進法案」の廃案を求める意見書（案）についての件、以上の3件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書第8号 部落差別の解消の推進に関する法律案の廃案を求める意見書（案）についての件、意見書第9号 年金制度の改悪に反対する意見書（案）についての件、意見書第10号 カジノを解禁する「総合型リゾート（IR）整備推進法案」の廃案を求める意見書（案）についての件、以上の3件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

日程第22 意見書第8号 部落差別の解消の推進に関する法律案の廃案を求める意見書（案）について

議長（納谷克俊君） 日程第22、意見書第8号 部落差別の解消の推進に関する法律案の廃案を求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） おはようございます。

議席番号11番日本共産党の沓澤幸子です。

意見書第8号 部落差別の解消の推進に関する法律案の廃案を求める意見書（案）について、

提案理由の説明をさせていただきたいと思います。

上里町及び近隣の市町村においても、2012年度に同和事業を終結してまいりました。

その後、部落解放同盟が、上里町、本庄市、深谷市の3市長に対し、同和行政の終結無効と慰謝料を求めて提訴し争ってきた裁判の結果は、本年9月28日、自治体の勝訴、解放同盟の全面敗訴となりました。

解放同盟は控訴しましたので、引き続き裁判が続くこととなりますが、同和事業の終結を判断した自治体の正当性を司法が認めたことは、大きいことであったというふうに思っています。

そこで、今、国会で審議されている法案について、大変重要なことと考え、この意見書を提出することになりました。

それでは、読み上げて説明とさせていただきたいと思います。

部落差別の解消の推進に関する法案の廃案を求める意見書（案）。

部落差別の解消の推進に関する法律案（以下、法案という）が、今国会での成立の動きを見せています。

部落差別問題については、2002年3月末をもって、同和にかかわる特別立法は失効しました。特別対策を終了し、一般事業に移行する主な理由として、(1)特別対策は本来時限的なもの、これまでの事業の実施によって同和地区を取り巻く状況は大きく変化した。(2)特別対策をなお続けていくことは、差別解消に必ずしも有効ではない。(3)人口移動が激しい状況の中で、同和地区、同和関係者に対象を限定した施策を続けることは事実上困難というものでした。

法案は、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的としますが、部落差別の定義もありません。

また、基本理念を、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることとし、国と地方公共団体の責務として、相談体制の充実、部落差別を解消するための教育及び啓発、地域の実情に応じた施策、部落差別の実態にかかわる調査などに努めるとなっており、同和行政や部落差別問題に特化した人権教育・啓発が復活され、部落差別の固定化・永久化につながる重大な問題です。

今日的現状に照らせば、法案は部落問題解決の到達点と解決の歴史に逆行し、問題解決の妨げとなり、個人情報保護の観点からも問題です。

よって、部落差別の解消の推進に関する法律案を廃案とするよう強く求めますという内容になっています。

慎重審議賜りまして、是非とも御議決いただきますようお願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（納谷克俊君） これで、提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、意見書第8号 部落差別の解消の推進に関する法律案の廃案を求める意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（納谷克俊君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 意見書第9号 年金制度の改悪に反対する意見書（案）について

議長（納谷克俊君） 日程第23、意見書第9号 年金制度の改悪に反対する意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 議席番号11番日本共産党の沓澤幸子です。

意見書第9号 年金制度の改悪に反対する意見書（案）について、提案理由の説明をさせていただきます。

年金法案は、年金者の暮らしを揺るがす重大な法案です。反対の理由は、際限のない年金削減に道を開く新たなルールが持ち込まれることです。

それでは、意見書（案）を読み上げて提案とさせていただきます。

年金制度の改悪に反対する意見書（案）。

国会で審議されている公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案に盛り込まれている年金支給額の改定ルールには、見過ごすことができない重大な問題があります。

第1に、物価が上がれば年金支給額を引き上げる物価スライドをやめることです。

新ルールになれば、物価の上げ幅よりも賃金の上げ幅が下回った場合は、年金支給額の引き上げ幅は賃金に合わされます。逆に、物価が上昇して賃金が下落した場合には、賃金に合わせて年金支給額を引き下げることになります。

これまで政府は、公的年金の有利なところは物価スライドがあると説明してきました。今回の改定は、国民への約束を一方向的に破るものであり、憲法に基づく財産権及び生存権の保障という点からも看過できません。

第2は、マクロ経済スライドにキャリアオーバー制度を導入することです。

これは、マクロ経済スライドによる年金支給額の削減率が物価、賃金に基づくスライド率よりも大きくなった場合、下げ切れなかった分が翌年度以降に持ち越されるというもので、物価、賃金が上昇した場合でも、キャリアオーバー制度によって持ち越された調整分により、年金額が実質的に削減されてしまうことが起こるといことです。これでは後の世代へのツケ回しであり、現役世代にも信頼される年金制度とは言えません。

今、政府に求められているのは無年金、低年金対策であり、国連社会権規約委員会から二度の勧告を受けている最低保障年金制度の創設です。

よって、国においては、国民の生存権を保障する年金制度を確立する観点から、以下の事項を速やかに実施に移すよう強く要望します。

1、国会で審議中の公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案を廃案とすること。

1、高齢者の生存権を保障する最低保証年金制度を早期に創設することとなっています。

慎重審議していただきまして、是非とも御議決賜りますようお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（納谷克俊君） これで、提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、意見書第9号 年金制度の改悪に反対する意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（納谷克俊君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 意見書第10号 カジノを解禁する「総合型リゾート（IR）整備推進法案」の廃案を求める意見書（案）について

議長（納谷克俊君） 日程第24、意見書第10号 カジノを解禁する「総合型リゾート（IR）整備推進法案」の廃案を求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

10番新井實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

10番（新井 實君） 皆さん、こんにちは。

議席番号10番の新井實でございます。

カジノを解禁する「総合型リゾート（IR）整備推進法案」の廃案を求める意見書の御説明をいたします。

カジノを解禁する「総合型リゾート（IR）整備推進法案」の廃案を求める意見書（案）について、提案理由の説明を行います。

刑法が禁じる賭博（カジノ）を合法化し、事実上解禁する総合型リゾート（IR）整備推進法案（以下、カジノ法案）が国会で審議中であり、今国会での成立を目指す動きが強まっています。

カジノ法案は議員提案で、法案提出者として、衆議院の内閣委員会で趣旨説明した細田博之自民党総務会長は、カジノを中核とする総合型リゾート（IR）を国内に設置することは、国際観光振興、地域振興、税収に資すると述べました。

カジノを解禁すれば、海外から日本を訪れる観光客が増え、にぎわうことで地方の経済が活性化し、税収も増えるとバラ色の未来を描いています。しかし、カジノは人をのめり込ませる毒を持つ賭博場です。反社会的勢力の介入、マネーロンダリング（資金洗浄）の横行、多重債務者の再発、青少年への悪影響など、その弊害は枚挙にいとまがありません。

日本は賭博を禁じているにもかかわらず、特例法で競馬、競輪など6種目の公営賭博が行われ、これまでもさまざまな社会問題を引き起こしてきました。さらに、賭博でなく遊技とい

う扱いで営業が認められているパチンコの存在によって、ギャンブル依存患者が成人人口の4.8%、536万人（厚生労働省研究班の推計）に上り、既に世界最悪のギャンブル依存症大国になっているのが現状です。

法案提出者は、カジノには厳格な規制を加える、カジノの収益を依存症対策に充てるなどと答えています。規制と依存症対策についての具体的内容はなく、同法施行後1年以内に政府の責任で作成させるというものです。

自民党や維新の会などは、これ以上おくれれば内外の機運がしぼんでしまうとして、今国会での法案成立を急ぐ考えです。

しかし、全国紙が一斉に社説などで、ギャンブル依存症の増加等の懸念が示されている法案をまともな議論もせず採決するなど論外だ、十分な審議もせずに採択するのは国会の責任放棄などと批判しているように、法案は余りにも問題が多く、拙速な成立を図ることは問題です。

よって、カジノ法案については、今国会で成立させることなく廃案とするよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（納谷克俊君） これで、提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、意見書第10号「カジノを解禁する「総合型リゾート（IR）整備推進法案」の廃案を求める意見書（案）」についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（納谷克俊君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 1 議員の派遣について

議長（納谷克俊君） 日程第21、議員の派遣についての件を議題といたします。  
お諮りいたします。

来る平成29年 2月13日開催の児玉郡町議会議員後期研修会上里町議会議員を派遣したいので、地方自治法第100条第13項及び上里町議会会議規則第122条の規定により、議会の議決を求めます。

本件は、議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は議員を派遣することに決定いたしました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査について

議長（納谷克俊君） 次に、議会運営委員長より、次期定例会の会期・日程等について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査をしたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉 会

議長（納谷克俊君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成28年第 6 回上里町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前 9 時 5 2 分